



上下水道事業の安定経営に向けた支援制度の拡充

- ▶ 上下水道の機能・サービスを安定的かつ持続的に提供し、地域社会の健全な発展、公衆衛生の向上・生活環境の改善および琵琶湖等の公共用水域の水質保全に貢献する

【提案・要望先】総務省、厚生労働省、国土交通省

1. 提案・要望内容

物価高騰等に伴う財政支援制度の拡充

- エネルギー価格高騰により多大な影響を受けている公営企業に対して、特別減収対策企業債に加え、手厚い財政措置（補助金又は交付税措置、資金借入制度の創設・利息への交付税措置等）の実施。
- 再生可能エネルギー由来の電力調達をする際増額となる経費を地方公営企業繰出制度の繰出基準に追加

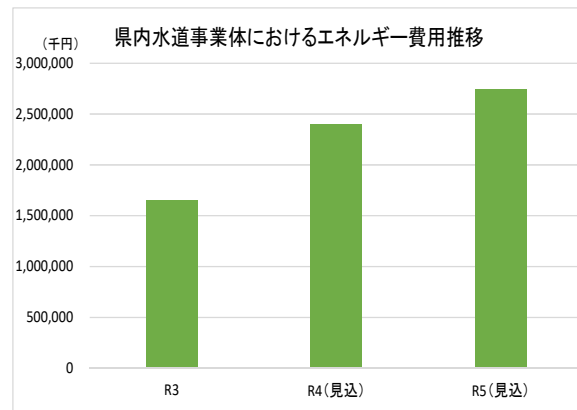
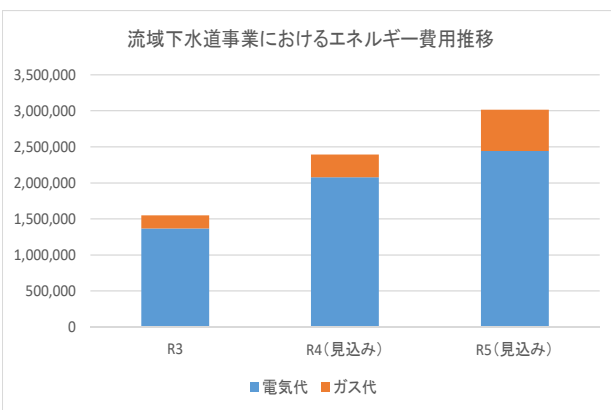
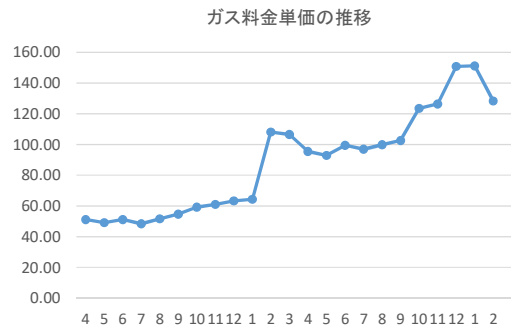
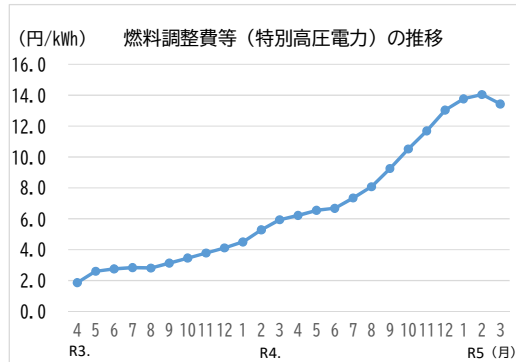
2. 提案・要望の理由

- 上下水道事業では、送水や水処理に多大な電気、ガスを使用していることから、エネルギー等の物価高騰が経営に影響。
- 上下水道事業等のインフラサービスを提供する公営企業は、(1)水質および処理レベルを下げるできないため経費削減に限界があること、(2)価格が条例等で定められており経費に対する価格の弾力性が低く価格の改定に時間がかかること、(3)物価急騰に対応できる経営体力がないことから、急激な経営環境の変化に対する個別の財政措置が必要。
- 上下水道事業において、CO₂排出量の削減をするためには、脱炭素の取組に対する施設整備費用への支援に加えて、調達コストの高い再生可能エネルギー由来の電力への転換に対する支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

物価高騰等に伴う財政支援制度の拡充

- 上下水道事業では、多大な電気・ガスを使用していることから、昨今のエネルギー価格高騰による影響を受け、維持管理にかかる負担が急増している。



- 上下水道事業は、水道料金や下水道使用料収入により必要な経費を賄っているが、法律の定めにより料金の改定は条例で定める必要があり、電気料金等の増減に応じて即座に料金を変動させることが難しいことから急激な高騰時に資金が不足する。また、ライフラインであり代替性がないインフラサービスであることから、その料金値上げは住民負担に直結し、大幅な料金値上げにより即座に収入を増やすことは困難である。
- 県（流域下水道事業）は、下水道法第三十一条の二により「利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる」旨が定められていることから、留保している資金が少なく、維持管理費用の急増を吸収できない。
- 再生可能エネルギー由来の電力調達には、通常の電力よりも調達コストが高くなる。（関西電力での事例（低圧）：通常の電力よりも＋2円/kwh）

担当：琵琶湖環境部下水道課経営管理係
TEL 077-528-4215

企業庁経営課経営企画係
TEL 077-589-4651